

CTYトビラフォン利用規約

第1条 (総則)

株式会社シー・ティー・ワイ (以下「CTY」といいます。) は、このCTYトビラフォン利用規約 (以下「本規約」といいます。) に基づき、「CTYトビラフォン」サービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します (以下、本サービスを受ける者を「加入者」といいます)。

第2条 (規約の適用)

本規約は、CTYが提供する本サービスに関し適用されます。

2. CTYは、本規約の変更についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
3. CTYが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります

第3条 (提供するサービス)

本サービスは、CTYが販売するCTYトビラフォンの専用端末 (以下「トビラフォン端末」といいます。) を、電話機及びインターネットに接続し、電話機に着信した電話番号が、加入者自身が着信を拒否する旨指定した電話番号か又は提携事業者のデータベースに迷惑電話として登録されている電話番号かを判断し、この判断に応じて当該電話番号の安全度が表示され、加入者が自己の判断において当該電話番号からの着信を許可するか拒否するかを選択できるようにするサービスです。

第4条 (提供条件)

加入者は、別に定める「迷惑電話データベースの提供サービス利用規約」に同意いただく必要があります。

第5条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、2年間とします。機器の設置の翌月から数えて2年未満の解約又は契約の解除については、違約金として5,000円をお支払いいただきます。

第6条 (利用料金等)

- 加入者は、別表に定める料金表に従ってトビラフォン端末代金及び本サービスの利用料金等を支払うものとします。
2. 加入者がCTYに支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とし、その他CTYと加入者との合意に基づく方法によるものとします。
 3. CTYは、原則として加入者に対し請求書及び領収書の発行は行いません。
 4. CTYは、その他についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。

第7条 (利用条件)

本サービスを利用するには、トビラフォン端末がインターネットに正常に接続されている必要があります。CTYは、インターネットへの正常な接続を保証するものではなく、インターネット回線への接続不良、インターネットの通信障害その他トビラフォン端末がインターネットに正常に接続されていないために加入者が本サービスを利用できなかったとしても、その責任を負いません。

第8条 (禁止行為)

加入者は、本サービスの利用にあたって、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) CTY、本サービスの他の加入者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (4) 本サービスのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (5) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) その他、CTYが加入者として不適切だと判断する行為

第9条 (免責等)

CTYは、本サービスによりすべての迷惑電話の着信拒否を保証するものではありません。

2. CTYは、本サービスの内容を変更し又は本サービスを終了することがあります。CTYは、本サービスの変更又は終了により生じた加入者の損害について、その責任を負いません。
3. CTYは、本サービスの中断、天災、事変その他CTYの責に帰さない事由による本サービスの提供の停止について、その責任を負いません。
4. CTYは、本サービスの利用により生じた加入者と第三者間の紛争、又は本サービスが利用できなかったことにより生じた加入者と第三者間の紛争に関し、いかなる責任も負いません。
5. CTYは、トビラフォン端末の故障、破損、滅失、紛失その他の異常について、一切責任を負いません。

第10条 (サービスの停止及び解除)

CTYは、加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに、当該加入者に対し、本サービスの提供停止又は利用契約の解除をすることができるものとします。この場合において、加入者に損害が生じた場合であっても、CTYは、一切の責任を負わないものとします。

- (1) CTYへの届出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) トビラフォンの利用に関連して、CTY、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかの場合
- (4) その他、CTYが加入者として不適切と判断した場合

第11条 (解約)

加入者は、本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する月の25日以前にCTYへ書面にて届け出るものとし、CTYが受理した月の末日を解約日とします。

第12条 (休止)

加入者は、本サービスの休止を申し出ることはできません。

第13条 (合意管轄)

本規約又は本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じ、CTYの所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別表

<ご利用料金及びその他費用>

月額利用料	600円/台	
CTYトビラフォン専用端末販売価格	7,200円/台	
設置設定費	5,000円/台	必要時のみ発生。 部材費は別途必要。

※表記の金額は全て税抜価格となり、消費税分は別途精算するものとします。

※月額利用料、その他費用は、加入促進のため割引くことがあります。

以上

附則 本規約は平成26年11月11日から適用します。

平成30年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定